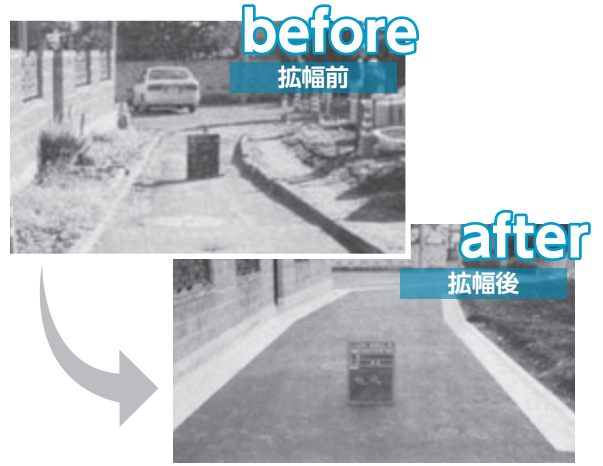


# 狭い道路を広げて もっと愉快的な毎日を

## ご協力ください 狭い道路拡幅整備

皆さんの住んでいる地域に狭い道路はありませんか。  
市では、市民の皆さんが住宅新築などの際に道路を整備して、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

☎建築指導課 ☎(632)2557



## 「狭い道路」のココが問題

- 1 非常時に消防車や救急車が通れない
- 2 日当たり・風通しなど生活環境に悪影響
- 3 日ごろの交通に不便

＼そこで本市では／

狭い道路を広げて  
安心して暮らせるまちづくりを進めています

### 狭い道路拡幅整備

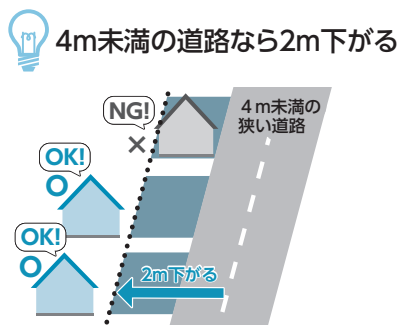
建築主や土地所有者から、後退した部分(後退用地)を寄付または貸借していただき、市が整備して道路を広げています。

## こんな場合どうなる？ みんなのギモン

Q 狭い道路の前には家を建てられないの？

建築基準法により、建物を建てるには、幅4m以上の道路に接している必要があります。

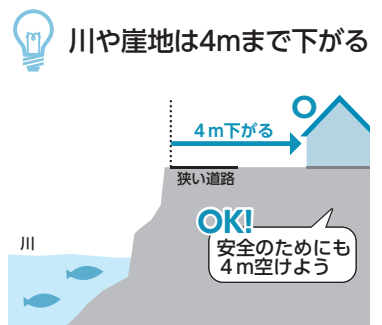
ただし、4m未満の道路でも、道路の中心線から2m後退すれば建築ができます(※1~3)。



Q 川沿いや崖地の土地ではどうなるの？

幅4m未満の道路で、片側が川や崖地などの場合は、道路を含めて4mまで後退する必要があります(※1~3)。

4m未満の道路に接した敷地に建築計画のある人は、建築指導課へご相談ください。



Q 狭い道路沿いに土地を所有しています。道路を広げられるように協力したいです。

### 報奨金などの特典があります

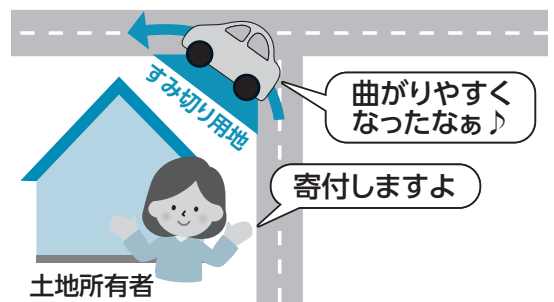
#### ■後退用地を寄付していただいた場合

- ▼測量・分筆に掛かった費用に、助成金を交付します。
- ▼すみ切り用地を寄付していただいた場合は、報奨金を交付します(1カ所当たり市街化区域は3万円、市街化調整区域は2万円)。
- ※寄付要件がありますので、ご相談ください。

#### ■後退用地の使用に同意していただいた場合

- ▼市で整備後、後退用地の固定資産税、都市計画税を免除します。

💡 すみ切り用地寄付には報奨金も



31 ※1 都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並び、市が指定した道路(建築基準法第42条第2項道路)に接している敷地の場合。  
 ※2 新築・増改築の建物の他、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この後退線まで後退していただけます。  
 ※3 後退用地は、建物を建てる時の敷地面積に算入されません。